

Tax & Legal Services Newsletter

Vol. April 2016

タイ正月（ソンクラン）期間中の支出を喚起するための租税措置

タイ国内閣はタイ正月期間中の支出を喚起するために、2016年4月9日から17日までの期間に提供された一定の商品およびサービスのコストについて15,000バーツを上限として個人所得税の計算上控除を認めるという財務省の提案を承認しました。対象となる支出には、(1) レストランならびにホテル事業を統括する法律に基づくホテル事業者に支払われる飲食代、(2) 観光事業者およびツアーガイドの事業を統括する法律に基づく観光事業者に支払われるタイ国内観光のツアー代、および (3) ホテル事業を統括する法律に基づくホテル事業者に支払われるホテルの宿泊代が含まれています。

ベンチャー キャピタル (VC) およびプライベート エクイティ (PE) に対する租税の免除

勅令 No. 597 は、以下のとおり、ベンチャー キャピタル (VC) およびプライベート エクイティ (PE) に対する租税の免除を規定しています。主な特徴は以下のとおりです。

- 適格 VC 企業に対して、ターゲット企業（政府が支援し付加価値を生み出す潜在力のある事業に継続的に従事する投資先企業）から受け取る配当金、ターゲット企業の株式の譲渡から生ずるキャピタル ゲインについて10 年間、法人所得税を免除する。キャピタル ゲインに対する法人所得税の免除に関連し、VC 企業がターゲット企業の株式の譲渡からキャピタル ゲインを生ずる前会計年度において、当該ターゲット企業はその総所得金額の80%以上を政府が支援する事業から得なければならない。
- VC 企業は、受取配当金およびキャピタル ゲインに対する法人所得税の免除を享受するために一定の要件、例えば、タイ国の法律に基づいて設立された法人であること、各会計年度末における払込済資本金額が20百万バーツ以上であること、2016年12月31日までに証券取引委員会事務局に VC 企業として登録していること、を満たさなければならない。
- VC 企業の免税所得から支払われた配当金および VC 企業の株式の譲渡から生じたキャピタル ゲインに対する個人所得税および法人所得税を免除する。
- PE 信託から支払われた配当金所得に対する個人所得税および法人所得税を免除する。ただし、当該配当金は、PE 信託によるターゲット事業への投資から生じた所得（政府支援事業から生じる所得に限る）から支払われたものでなければならない。また、ターゲット事業に投資する PE 信託のユニットの譲渡から生ずるキャピタル ゲインに対しても個人所得税および法人所得税を免除する。
- 政府支援事業とは、科学技術開発局により定められた要件に従い認証された技術上の解決策をその生産工程もしくはサービスの大部分において活用している事業をいう（例えば、食品および農作物産業、省エネルギー産業、生物学/科学技術産業、など）。

研究開発費の三重控除

勅令 No. 598 は、法人所得税の計算上、研究開発に関連する費用の三重控除を認めています。ただし、適格費用の3分の2を超える追加控除分については、以下の比率を超えてはなりません。

所得金額 (タイバツ)	比率 (%)
50 百万まで	60%
50 百万超 200 百万まで	9%
200 百万超	6%

不動産投資信託 (REIT) に対する税務恩典

以下の恩典を通じて不動産投資信託 (REITs) への投資を奨励する勅令 No. 599 が公布されました。

- 不動産ファンドのユニットホルダーに対して、不動産ユニットを当該ユニットを表象する信託証書に変換することから生じる所得について個人所得税および法人所得税から免除する。ただし、当該変換が不動産ユニットの REIT への変換の結果として行われた場合に限る。
- 不動産ファンドの REIT への変換により資産に対する権利または所有権が移転もしくは発生した場合、当該不動産ファンドについては、VAT、特定事業税および印紙税の計算上、それぞれ課税ベース、所得金額あるいは契約書の作成から除く。

当該免税措置は、2016年2月25日から2016年12月31日までの期間に行われた不動産ファンドの REIT への変換に適用されます。

相続税の分割納付に関するルール

相続税の分割納付に関するルール、手続きおよび要件に関する勅令 (2016年) は、相続税の分割納付について規定しています。相続税の分割納付を希望する納税者 (調査官により追徴課税された場合を含む) は、申請書を提出しなければなりません。申請書には少なくとも以下の項目を記載しなければなりません。

- 5年を最長とする分割年数
- 年間の納付回数 (毎月、四半期毎、半年毎、もしくは年一回など)
- 各年毎の合計分割納付額
- 1回に納付する額 (年間合計納付額を年間納付回数に基づいて均等に按分しなければならない)
- 担保があること (金融機関からの保証状、土地、建物など)

犯罪条項

租税犯罪条項を以下のように改正したタイ国歳入法を改正する法律 (No. 41) が公布されました。

- 歳入法 Section 37 bis に基づき、税務申告義務を怠った場合、20万バツ以下の罰金もしくは7年以下の懲役に処し、またはこれを併科する (従前の罰則は、5千バツ以下の罰金もしくは6ヵ月以下の懲役、またはこの併科)。
- 歳入法 Section 69 に基づく監査済み財務諸表の期限内提出を怠った場合、2千バツの罰金を科す。 (従来は罰則規定なし)。
- 虚偽の還付請求を行った場合、2千バツ以上20万バツ以下の罰金もしくは3ヵ月以上7年以下の懲役に処す。 (従来は罰則規定なし)。

FATCA（外国口座税務コンプライアンス法）の実施に関する草案の承認

タイ国内閣は、財務省が提案した徴税のための情報交換に関する国際協力のための草案を大枠で承認しました。主な特徴は以下のとおりです。

- 各政府間合意 (Intergovernmental Agreement: IGA) に備えて情報交換の運用のためのルール、手続きおよび要件（対象者、報告義務者、報告する情報、報告手続きおよび方法などの種々の項目を含む）を定めるために起草された勅令を公布する。
- タイ国と他の締約国との間で情報交換のための窓口として行動する権限のある担当官の職責の範囲を定義する。
- 当該法律に基づく義務が遵守されているかどうかを確認するために報告義務を有する者の事業所もしくは報告義務者に補助業務を提供している者の事業所に立ち入る権限を有しタイ国刑法に基づく担当官となる担当官を当該法律に基づき指名する。
- 権限のある担当官に関連する情報を開示および提供する権限を報告義務者に付与する。当該担当官には、IGA に基づき当該情報を他方の担当官に提供する権限が与えられる。
- 権限のある担当官に対して当該法律を遵守するために必要な情報を開示することを保護する法的規定を設け、第三者にこれら情報を開示した者に対する罰則を設ける。
- 報告義務者による当該法律違反、および権限のある担当官の指示を妨害もしくは従わない者への罰則を設ける。罰金の支払いを取り扱う委員会も併せて設置する。

（注）本日本語訳は、在タイ日系企業様への情報提供を目的に便宜的に仮訳したものです。正式な内容については、以下に記載されております原文（タイ語）をご参照ください。

<http://www2.deloitte.com/th/en/pages/tax/articles/tax-newsletters.html>

日系企業サービスグループにつきまして

日系企業特有のニーズに対応するため設立された専門業務グループ、Japanese Services Group (JSG) は、35年以上の歴史と実績をもつ、トーマツを中核としたグローバルネットワークです。トーマツからの駐在員を含む日本語に堪能なバイリンガルのプロフェッショナル約 850 名を全世界の主要拠点に配置し、日本の文化や習慣を十分理解しながら、デロイトのグローバルネットワークが有する豊富な経験と専門知識を世界各地の日系企業に提供しています。現在、バンコク事務所には日本人 8 名が常駐しております。

バンコク事務所の日系企業サービスグループの連絡先は以下のとおりです。

惣田 一弘	中島 雄一郎	藍原 滋	中西 康智
日本国公認会計士	日本国公認会計士		
パートナー	マネージャー	ダイレクター	マネージャー
Tel: 02-676-5700 Ext. 5085	Ext. 13399	Ext. 11676	Ext. 13531

Business Tax & Indirect Tax
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Legal Services
Anthony Visate Loh
+66 (0) 2676 5700 ext 5022
aloh@deloitte.com

Business Tax (Japanese Services Group)
& Indirect Tax
Darika Soponawat
+66 (0) 26765700 ext 12784
dsoponawat@deloitte.com

Transfer Pricing & Business Tax
Dr. Kancharat Thaidamri
+66 (0) 26765700 ext 11205
kthaidamri@deloitte.com

Business Tax (Business Model
Optimization)
Korneeka Koonachoak
+66 (0) 2676 5700 ext 5023
kkoonachoak@deloitte.com

Global Employer Services
Mark Kuratana
+66 (0) 2676 5700 ext 11385
mkuratana@deloitte.com

Transfer Pricing & Customs Services
Stuart Simons
+66 (0) 2676 5700 ext 5021
ssimons@deloitte.com

Business Tax (M&A) & FSI
Wanna Suteerapornchai
+66 (0) 2676 5700 ext 10691
wsuteerapornchai@deloitte.com

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, a UK private company limited by guarantee (“DTTL”), its network of member firms, and their related entities. DTTL and each of its member firms are legally separate and independent entities. DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/th/about for a more detailed description of DTTL and its member firms.

Deloitte provides audit, consulting, financial advisory, risk management, tax and related services to public and private clients spanning multiple industries. With a globally connected network of member firms in more than 150 countries, Deloitte brings world-class capabilities and high-quality service to clients, delivering the insights they need to address their most complex business challenges. Deloitte’s more than 225,000 professionals are committed to making an impact that matters. Deloitte serves 4 out of 5 Fortune Global 500® companies.

This publication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited, its member firms, or their related entities (collectively, the “Deloitte Network”) is, by means of this publication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No entity in the Deloitte Network shall be responsible for any loss whatsoever sustained by any person who relies on this publication.

© 2016 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd.